

# 電子入札の手引き



令和8年10月

石川町 総務課財政係

## 目次

|                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| <b>I. 電子入札（全般的な事項）</b> .....          | <b>1</b> |
| 1. 導入の目的                              | 1        |
| 2. 電子入札システムの利用可能日時                    | 1        |
| 3. 入札書及び工事費内訳書の提出                     | 1        |
| 4. 紙入札の承認                             | 2        |
| 5. 入札の辞退                              | 3        |
| 6. 開札                                 | 3        |
| 7. 入札の無効                              | 3        |
| 8. 入札回数                               | 3        |
| 9. ICカードの不正使用                         | 4        |
| 10. 電子入札の免責事項                         | 4        |
| <br><b>II. 電子入札による制限付一般競争入札</b> ..... | <b>5</b> |
| 1. 対象とする入札                            | 5        |
| 2. 発注の公告                              | 5        |
| 3. 予定価格の事後公表                          | 5        |
| 4. 最低制限価格                             | 5        |
| 5. 入札参加資格                             | 5        |
| 6. 事前に必要な手続                           | 6        |
| 7. 設計図書等の閲覧                           | 6        |
| 8. 設計図書への質問及び回答                       | 6        |
| 9. 入札参加申請及び資格審査資料の提出                  | 7        |
| 10. 入札の方法                             | 7        |
| 11. 工事費内訳書の提出                         | 7        |
| 12. 開札                                | 7        |
| 13. 落札候補者の決定                          | 7        |
| 14. 入札参加資格審査（事後審査）                    | 8        |
| 15. 入札結果の公表                           | 8        |
| 16. 契約締結                              | 8        |
| <br><b>III. 電子入札による指名競争入札</b> .....   | <b>9</b> |
| 1. 対象とする入札                            | 9        |
| 2. 指名通知                               | 9        |
| 3. 受領確認書の提出                           | 9        |
| 4. 予定価格の事後公表                          | 9        |
| 5. 最低制限価格                             | 9        |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 6. 入札参加資格       | 9  |
| 7. 事前に必要な手続     | 10 |
| 8. 設計図書等の閲覧     | 10 |
| 9. 設計図書への質問及び回答 | 10 |
| 10. 入札の方法       | 10 |
| 11. 工事費内訳書の提出   | 10 |
| 12. 開札          | 11 |
| 13. 落札者の決定      | 11 |
| 14. 入札結果の公表     | 11 |
| 15. 契約締結        | 11 |

# Ⅰ. 電子入札(全般的な事項)

## 1. 導入の目的

入札の公正性、透明性及び競争性の確保、事業者の利便性の向上並びに入札事務の迅速化を図るため。

## 2. 電子入札システムの利用可能日時

平日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く日）

・電子入札システム 午前8時から午後10時まで

・入札情報公開システム 午前6時から午後11時まで

電子入札システム・入札情報公開システムに関するヘルプデスク

株式会社日立システムズ 電話：0570-021-777

平日の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く）

## 3. 入札書及び工事費内訳書の提出

### (1) 入札書の提出

登録されたICカードで電子入札システムにログイン後、次の手順で必要事項を入力して提出してください。

#### ①入札金額（税抜き）の入力

消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札金額欄に入力してください。

落札額（契約額）は入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（税込み金額）となります。

#### ②電子くじ入力番号の入力

同額の入札があった場合の順位を電子くじにより自動で決定するため、「くじ入力番号」欄に、000から999までの任意の3桁の数字を入力してください。

#### ③工事費内訳書の提出（建設工事の場合のみ）

入札参加者は、工事費内訳書（町指定様式）に積算金額その他必要事項を記入の上、入札金額の入力時に、電子入札システムに添付して提出してください。

なお、工事費内訳書の提出がない場合や金額が一致しない書類が提出された場合などは、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。

#### 《留意事項》

- ・必ずコンピュータウイルスのチェックを実施した上で添付してください。
- ・工事費内訳書は指定様式となりますので、町ホームページからダウンロードして使用してください。
- ・住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入してください。
- ・工事費内訳書の合計金額と入札金額は、1円単位まで一致させてください。
- ・工事費内訳書の金額は、様式に記載された項目（工種・種別等、金額）について記入して

ください。

#### ④入札書の提出

提出内容を十分に確認してください。入札書の提出後は、システム上で入札内容を確認できませんので、入札書を印刷した上で、最後に「入札書提出」ボタンを押してください。

なお、一度提出した入札書は、修正又は再提出ができません。

### (2) 入札書提出の確認

提出した入札書が正常に送信されると、登録されたメールアドレス宛てに「入札書受信確認通知」が送信されますので、必ず確認してください。

また、同通知の控えが必要な場合は、印刷して保管してください。

### (3) 入札期間（応札期間）

入札期間は、入札公告又は指名通知書に記載していますので、期間内に電子入札システムにより入札書を提出してください。期間内に入札書の提出がない場合は、当該入札に参加しなかったものとして取り扱うことになりますので、時間に余裕を持って手続を行ってください。

なお、電子入札における入札期間は、原則として、入札期間の初日の午前 10 時から最終日の午後 4 時までとします。

## 4. 紙入札の承認

次の理由により電子入札に参加できない入札参加者は、町の承認を受けた場合に限り、電子入札対象案件において、例外的に紙入札を行うことができます。

### (1) 紙入札が認められる場合

①入札参加者の責めに帰すことのできない自然災害、停電又は通信障害により、電子入札システムを利用できない場合

②入札参加者の責めに帰すことのできない I C カードの破損、紛失等により、I C カードの再発行手続を予定しており、電子入札システムにログインできない場合

③その他、入札参加者の責めに帰すことのできない事由により、紙入札を行うことが真にやむを得ないと認められる場合

※ I C カードの有効期限切れや準備が間に合わなかったなどの理由による紙入札は認められませんので、手続漏れのないようご注意ください。

### (2) 紙入札承認願の提出

入札公告又は指名通知書に記載された開札日前日の午前 8 時 30 分から正午までに「紙入札承認願」（様式は電子入札ポータルサイトに掲載）を持参し、総務課財政係に提出してください。

紙入札の承認又は不承認については、紙入札承認願の提出日当日に、「紙入札承認（不承認）通知書」により電子メール又はファックスで通知します。

### (3) 紙入札用入札書の提出

紙入札の承認を受けた後、「紙入札用入札書」（様式は電子入札ポータルサイトに掲載）に必要事項を記入し、記名押印の上、開札日の午前 8 時 30 分から午前 9 時までに、総務課財政係に持参してください。

なお、建設工事の入札の場合は、工事費内訳書を併せて提出してください。

「紙入札用入札書」に記載された入札金額及び電子くじ入力番号は、町職員が電子入札システムに入力します。電子くじ入力番号が記入されていない場合又は 3 桁の数字以外の文字や記号が記入されている場合は、一律「999」を入力します。

## 5. 入札の辞退

辞退する場合、電子入札システムにログインし、入札期間中に入札辞退の届出をしてください。入札書提出後の辞退はできません。

なお、入札書が提出されず、また、入札辞退の届出もない場合は、当該入札を辞退したものとみなします。

紙入札の場合は、入札公告又は指名通知書で示す開札日時までに「辞退届」（様式は電子入札ポータルサイトに掲載）を総務課財政係に提出してください。

## 6. 開札

開札は、入札公告又は指名通知書で示す開札日時及び開札場所において町職員が行います。開札結果は、指名競争入札の場合は開札直後に、制限付一般競争入札の場合は落札候補者の入札参加資格審査後、速やかに入札情報公開システムで公表します。

## 7. 入札の無効

電子入札において、次のいずれかに該当する入札は無効となりますので、十分に確認の上、入札してください。

- (1) ICカードを不正に使用して行った入札
- (2) 町の承認を受けずに行った紙入札
- (3) 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行った場合の紙入札
- (4) 石川町工事等入札心得第 5 条に該当する入札

## 8. 入札回数

### (1) 再度の入札回数

初回の入札で落札者又は落札候補者が決定しなかった場合、再度入札は 1 回に限り行います。

### (2) 再度入札の通知

再度入札を行う場合は、初回の入札に参加した入札参加者（失格又は入札が無効となった入札参加者を除く。）に対し、電子入札システムにより速やかに通知します。

## 9. ICカードの不正使用

ICカードの不正使用による落札が判明した場合、町は契約締結前であれば契約を締結せず、契約締結後であれば契約を解除することができます。

また、不正使用により入札を行った入札参加者は、入札参加停止の対象となる場合があります。

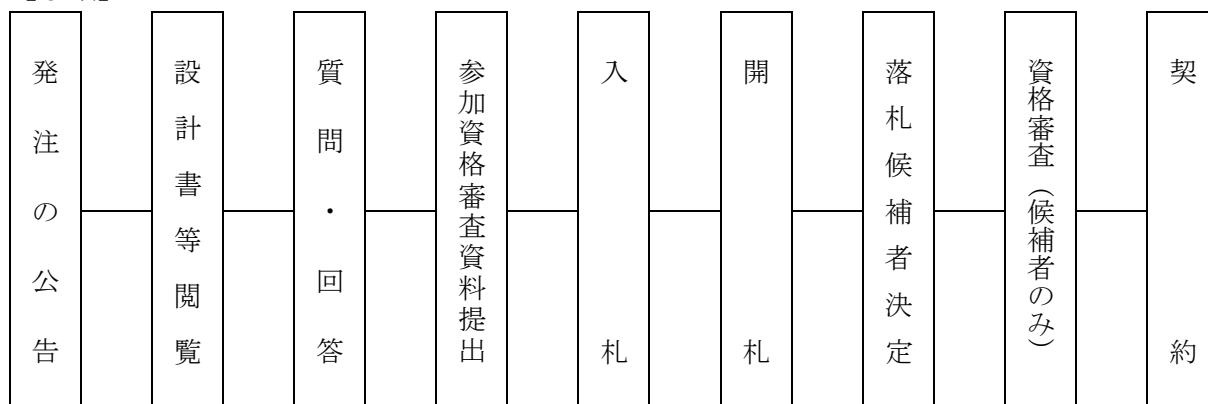
## 10. 電子入札の免責事項

次の理由により入札参加者に生じた損害については、町は責任を負わないものとします。

- (1) 入札参加者が使用するパソコン等、通信機器、通信回線等の障害により、入札書の提出が遅延し、若しくは提出できなかった場合、又は電子入札システムからの情報の表示が遅延し、若しくは表示されなかった場合
- (2) パソコン等、電子証明書及び電子署名の偽造、変造、盗用、不正使用その他の方法により、第三者が入札参加者になりすまして入札等を行い、入札参加者に損害が生じた場合
- (3) 天災、事変その他電子入札システム管理者の責任によらない事由により、電子入札システムの利用が遅延し、又は利用できなかった場合

## II. 電子入札による制限付一般競争入札

### 【手順】



### 1. 対象とする入札

設計金額が 1,000 万円以上の建設工事

設計金額が 1,000 万円以上の建設工事に係る調査、測量及び設計委託業務

### 2. 発注の公告

入札情報公開システムに掲載します。

### 3. 予定価格の事後公表

予定価格については、落札者決定後に入札情報公開システムにより事後公表します。

### 4. 最低制限価格

最低制限価格を設定し、これを下回る入札は「失格」とします。

### 5. 入札参加資格

各公告に定める入札参加資格要件を開札時においてすべて満たしている場合は、入札に参加できます。

#### (1) 有資格業者名簿への登録

石川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく工事等請負有資格業者名簿に登録されている事業者が、入札参加の対象となります。

#### (2) 建設業の許可等

対象工種について、建設業法第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可を受けている必要があります。

### (3) 資格点数

建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を直前の決算に基づいて受け、各公告に定める総合評定値を満たしている必要があります。

### (4) 技術者の配置

各公告に定める要件を満たす技術者を配置できることが必要です。

### (5) 業務実績

各公告に定める業務実績を有している必要があります。

### (6) 発注ごとに定める要件

発注案件ごとに公告で定める要件を満たしている必要があります。

## 6. 事前に必要な手続

### (1) 電子入札用 I C カードの取得

電子入札に参加するには、電子入札コアシステムに対応する認証局が発行した I C カードが必要です。対応する認証局については、電子入札コアシステム開発コンソーシアムのホームページに掲載されている「コアシステム対応認証局」又は町電子入札ポータルサイトの「コアシステム対応民間認証局一覧」をご確認の上、各認証局へ直接お問い合わせください。

なお、I C カードには有効期限があり、その期間は認証局によって異なりますので、発行元の認証局にご確認ください。

### (2) 業者コード

電子入札システムの利用登録には、町が付与する「業者コード（数字 9 桁）」が必要です。

業者コードは、町電子入札ポータルサイトで公表しています。

### (3) 石川町電子入札システムの利用者登録

電子入札システムを初めて利用する際は、事前に利用者登録（使用する I C カードの登録）を行う必要があります。電子入札システムの「利用者登録」メニューから、必要事項を登録してください。

## 7. 設計図書等の閲覧

設計図書等は、各公告に定める閲覧期間内に入札情報公開システムで閲覧できます。必要に応じて、ダウンロード又は印刷してください。

ダウンロード又は印刷した設計図書等は、入札以外の目的に使用されることのないよう、責任をもって適切に管理してください。

## 8. 設計図書への質問及び回答

設計図書への質問は、電子入札システムを使用せず、紙入札と同様に電子メール、ファックス又は持参により提出してください。質問に対する回答も、紙入札と同様の方法で行います。

## 9. 入札参加申請及び資格審査資料の提出

電子入札システムにより、入札参加申請を行うとともに、公告で定める入札参加資格確認書類を提出してください。提出書類は案件によって異なるため、公告の内容を十分に確認してください。

なお、入札参加資格審査は、開札後に落札候補者のみを対象として行います。

## 10. 入札の方法

制限付一般競争入札により発注するすべての建設工事及び建設工事に係る調査、測量及び設計委託業務について、入札手続は、原則として電子入札により行います。

## 11. 工事費内訳書の提出

建設工事の入札参加者は、工事費内訳書（町指定様式）に積算金額その他必要事項を記入の上、入札金額の入力時に、電子入札システムに添付して提出してください。

なお、工事費内訳書の提出がない場合や金額が一致しない書類が提出された場合などは、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。

### 《留意事項》

- ・必ずコンピュータウイルスのチェックを実施した上で添付してください。
- ・工事費内訳書は指定様式となりますので、町ホームページからダウンロードして使用してください。
- ・住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入してください。
- ・工事費内訳書の合計金額と入札金額は、1円単位まで一致させてください。
- ・工事費内訳書の金額は、様式に記載された項目（工種・種別等、金額）について記入してください。

## 12. 開札

開札は、入札公告で示す開札日時及び開札場所において町職員が行います。開札結果は、落札候補者の入札参加資格審査後、速やかに入札情報公開システムで公表します。

## 13. 落札候補者の決定

次のいずれかに該当する入札参加者を除き、最低の価格で入札した入札参加者を落札候補者とします。

- (1) 入札が無効となった入札参加者
- (2) 入札額が予定価格を超過した入札参加者
- (3) 入札額が最低制限価格を下回り、失格となった入札参加者

## 14. 入札参加資格審査（事後審査）

### （1）審査の実施

入札参加申請時に提出された入札参加資格審査資料に基づき、落札候補者の入札参加資格について事後審査を行います。審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、その入札を無効とし、次に低い価格で入札した者を新たな落札候補者として、同様に事後審査を行います。以後、同様の手続を行います。

### （2）結果通知

落札候補者について、入札参加申請時に提出された入札参加資格審査資料に基づき、入札参加資格の事後審査を行います。審査の結果、入札参加資格を有することを確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定します。落札者の決定後、電子入札システムにより、当該入札の参加者全員にその旨を通知します。

## 15. 入札結果の公表

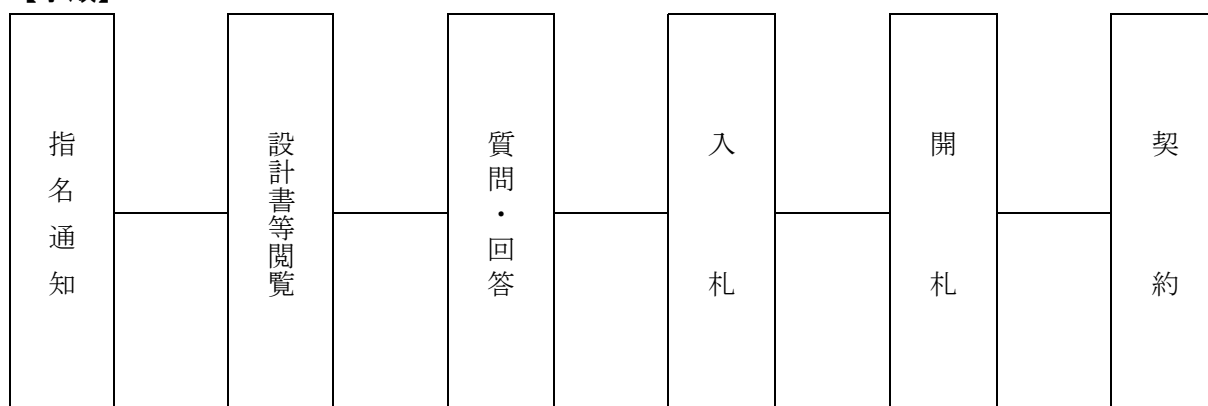
落札者決定後は、その旨を電子入札システムにより当該入札の参加者全員に通知するとともに、入札結果を入札情報公開システムで公表します。

## 16. 契約締結

落札者には、発注担当課から契約締結に関する事務手続等について、電話等でご連絡します。契約は、石川町財務規則及び石川町工事請負契約約款に基づき締結するものとします。

### Ⅲ. 電子入札による指名競争入札

#### 【手順】



#### 1. 対象とする入札

設計金額が 200 万円を超える建設工事

設計金額が 100 万円を超える建設工事に係る調査、測量及び設計委託業務

#### 2. 指名通知

指名通知は、電子入札システムにより行います。指名通知を行うと、電子入札システムの利用者登録時に登録したメールアドレス宛てにお知らせメールが送信されます。お知らせメールを確認後、電子入札システムにログインし、指名通知書の内容を確認の上、印刷して保存してください。

#### 3. 受領確認書の提出

指名通知書を確認した後、電子入札システムから受領確認書を提出してください。

#### 4. 予定価格の事後公表

予定価格については、落札者決定後に入札情報公開システムにより事後公表します。

#### 5. 最低制限価格

最低制限価格を設定し、これを下回る入札は「失格」とします。

#### 6. 入札参加資格

##### (1) 有資格者名簿への登録

石川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく工事等請負有資格業者名簿に登録されており、電子入札システムの利用者登録も完了している事業者が、指名の対象となります。

## (2) 発注ごとに定める要件

発注案件ごとに定める要件を満たしている必要があります。

## 7. 事前に必要な手続

### (1) 電子入札用 I C カードの取得

電子入札に参加するには、電子入札コアシステムに対応する認証局が発行した I C カードが必要です。対応する認証局については、電子入札コアシステム開発コンソーシアムのホームページに掲載されている「コアシステム対応認証局」又は町電子入札ポータルサイトの「コアシステム対応民間認証局一覧」をご確認の上、各認証局へ直接お問い合わせください。

なお、I C カードには有効期限があり、その期間は認証局によって異なりますので、発行元の認証局にご確認ください。

### (2) 業者コード

電子入札システムの利用登録には、町が付与する「業者コード（数字 9 桁）」が必要です。

業者コードは、町電子入札ポータルサイトで公表しています。

### (3) 石川町電子入札システムの利用者登録

電子入札システムを初めて利用する際は、事前に利用者登録（使用する I C カードの登録）を行う必要があります。電子入札システムの「利用者登録」メニューから、必要事項を登録してください。

## 8. 設計図書等の閲覧

設計図書等は、各入札で定める閲覧期間内に入札情報公開システムで閲覧できます。指名通知書に記載された閲覧用パスワードを入力して閲覧し、必要に応じてダウンロード又は印刷してください。

ダウンロード又は印刷した設計図書等は、入札以外の目的に使用されることのないよう、責任をもって適切に管理してください。

## 9. 設計図書への質問及び回答

設計図書への質問は、電子入札システムを使用せず、紙入札と同様に電子メール、ファックス又は持参により提出してください。質問に対する回答も、紙入札と同様の方法で行います。

## 10. 入札の方法

指名競争入札により発注するすべての建設工事及び建設工事に係る調査、測量及び設計委託業務について、入札手続は、原則として電子入札により行います。

## 11. 工事費内訳書の提出

建設工事の入札参加者は、工事費内訳書（町指定様式）に積算金額その他必要事項を記入の

上、入札金額の入力時に、電子入札システムに添付して提出してください。

なお、工事費内訳書の提出がない場合や金額が一致しない書類が提出された場合などは、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。

《留意事項》

- ・必ずコンピュータウイルスのチェックを実施した上で添付してください。
- ・工事費内訳書は指定様式となりますので、町ホームページからダウンロードして使用してください。
- ・住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入してください。
- ・工事費内訳書の合計金額と入札金額は、1円単位まで一致させてください。
- ・工事費内訳書の金額は、様式に記載された項目（工種・種別等、金額）について記入してください。

## 12. 開札

開札は、指名通知で示す開札日時及び開札場所において町職員が行います。開札結果は速やかに入札情報公開システムで公表します。

## 13. 落札者の決定

次のいずれかに該当する入札参加者を除き、最低の価格で入札した入札参加者を落札者とします。

- (1) 入札が無効となった入札参加者
- (2) 入札額が予定価格を超過した入札参加者
- (3) 入札額が最低制限価格を下回り、失格となった入札参加者

## 14. 入札結果の公表

落札者決定後は、その旨を電子入札システムにより当該入札の参加者全員に通知するとともに、入札結果を入札情報公開システムで公表します。

## 15. 契約締結

落札者には、発注担当課から契約締結に関する事務手続等について、電話等でご連絡します。契約は、石川町財務規則及び石川町工事請負契約約款に基づき締結するものとします。

